おばこく通信

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

道路に関するご意見 やご質問、出張所通 信の感想など、どんど んお寄せ下さい!

尾花沢国道維持出張所HPアドレス http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/obaiji/



特殊車両の取締りを実施しました!



~10/24 違法草戸の排除に向けて~

10月24日(木)国道47号長尾トンネル駐車帯において、特殊車両の取締りを行いました。 この日は、通行した特殊車両5台を測定し、うち2台が許可証不備という結果でした。

今後とも、特殊車両の適正な運行に皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

TEL 0237-23-2521 / FAX 0237-23-2523

特殊車両とは・・・?

- ・道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるように 造られており、右図のいずれかの規格を超える車両のことを 「特殊車両」といいます。
 - ・特殊車両は、原則として、道路を通行できないことに なっています。
 - ・特殊車両が、やむを得ず道路を通行しなければならない 場合には、「特殊車両通行許可」が必要となります。

「無許可」や「許可内容違反」の車両が通行すると・・・

- ・舗装の寿命を縮める等、道路へ悪影響を及ぼします!
- ・上空をまたいでいる橋梁に衝突するなどの重大事故を 引き起こすことにも!!

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを <u>超えます。</u>
幅	<u>積載状態</u> で2. 5m
高さ	<u>積載状態</u> で 3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 <u>(車+乗員+荷物)</u>	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じ て最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに も「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定め
- 自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内 であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両 は「特殊車両通行許可」が必要です。

当出張所では違反車両の指導・取締りを行い、ドライバー及び事業者への法令遵守の意識向上 を促すとともに、道路構造物の保全及び交通の危険防止に取り組んでいます。













お急ぎのところ、 ご協力ありがとう ございました!





令和元年10月15日

最上地区(尾花沢班) 第3回安全パトロールを実施しました。

①沢田地区道路改良工事

~東北中央自動車道の工事~







②尾花沢管内道路防災工事

~H30·8 大雨で被災した箇所の復旧工事~







講話

労働安全コンサルタント 芦野 典夫 氏 『現場代理人の安全衛生 管理を高めるために』



意見交換会





令和元年10月15日(火)に『最上地区(尾花沢班)第3回安全パトロール』を、山形河川国道事務所尾花沢国道維持 出張所管内で実施しました。

安全パトロールでは、工事の安全施工と労働災害の未然防止を目的として、年3回実施しています。今回は、発注者及び受注施工業者合わせて58名が参加し、工事現場の点検や活発な意見交換、安全講話を行い、より一層安全に対する意識を高めました。

